

毛呂山町 令和7年度決算に基づく健全化判断比率等の算定結果

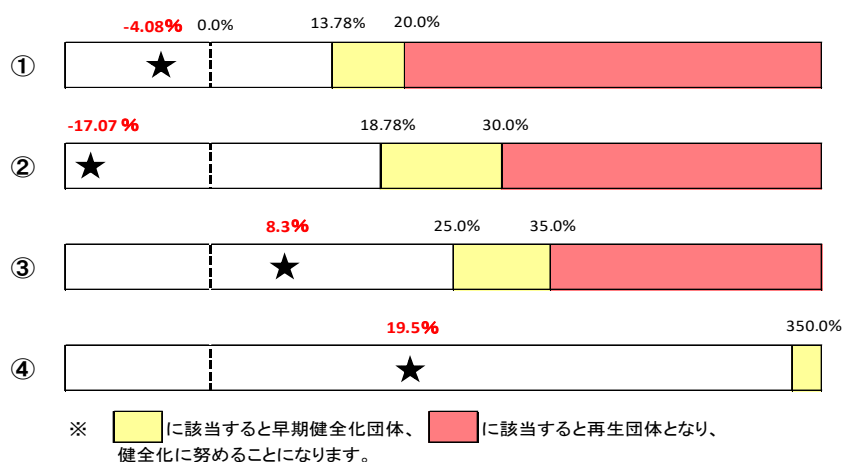
健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した後、9月議会へ報告しました。

<健全化判断比率>

指 標	令和7年度毛呂山町	早期健全化基準 ※1	財政再生基準 ※2
①実質赤字比率	— (△4.08%:黒字)	13.78%	20.00%
②連結実質赤字比率	— (△17.07%:黒字)	18.78%	30.00%
③実質公債費比率	8.3%	25.00%	35.00%
④将来負担比率	19.5%	350.00%	

※1:各比率のうちいずれかが基準以上になると「財政健全化計画」を策定し、健全化に努めることになる。

※2:基準を上回ると「財政再生計画」を策定して健全化に努めることになる。



①から④いずれの指標も基準を大幅に下回っており、財政健全化計画及び財政再生計画を策定する必要はありません。

<公営企業における資金不足比率>

指 標	特 別 会 計	令和7年度毛呂山町	経営健全化基準 ※3
⑤ 資金不足比率	水道事業会計	0% (資金不足額なし)	20.00%
	農業集落排水事業会計	0% (資金不足額なし)	20.00%

※3:資金不足比率が20.0%を超えると「経営健全化計画」を策定して健全化に努めることになる。

⑤資金不足比率:公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率。
毛呂山町は資金不足額がないので、経営健全化計画策定の必要はありません。